

郵送型入札方式

令和7年度 第1回 和歌山県公有財産売却 一般競争入札案内書

【参加申込受付期間】

令和7年6月30日（月）～令和7年7月25日（金）

【必着】（午前9時～午後5時）

和歌山県 総務部 総務管理局 管財課 財産活用班

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

TEL 073-441-2217

令和7年度 第1回和歌山県公有財産売却一般競争入札案内書 もくじ

1	はじめに、入札物件一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	売却手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	和歌山県公有財産売却スケジュール・・・・・・・・・・	3
4	物件詳細（物件調書、登記簿謄本等、所在図等）・・・・・・・・	4～56
	物件番号1 障害者生活支援施設跡地・・・・・・・・・・	4～14
	物件番号2 無愛園跡地・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15～30
	物件番号3 和歌山（長山）教職員住宅跡地・・・・・・・・	31～42
	物件番号4 和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地・・・・・・・・	43～56
5	入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57～62
6	和歌山県公有財産売却ガイドライン・・・・・・・・・・	63～73
7	手続書類（記載用・記載例）・・・・・・・・・・	74～88
	【様式第1号】公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書・・	74～75
	【様式第2号】誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	【様式第3号】役員等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	【様式第4号】入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78～80
	【様式第5号】委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81～82
	【様式第6号】契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書・・・・・・・・	83～84
	【様式第7号】所有権移転登記請求書・・・・・・・・・・	85～88
	入札確認シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	封筒記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
8	県有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・	91～94

はじめに

この案内書は、和歌山県が所有している公有財産を売却するにあたり、入札参加に必要な手続を説明したものです。

この入札に参加するには事前に申し込みが必要です。入札に参加される方はこの案内書をよくお読みになった上で申し込みください。

今回売却の対象となるのは、以下の物件です。

＜入札物件一覧＞

物件 番号	物件名称	所在及び地番	区分	地目又は種別	面積（㎡）	予定価格	最低入札保証金
1	障害者生活支援施設跡地	和歌山市六十谷字池ノ上490番5	土地	宅地	574.30	1,600万円	160万円
2	無愛園跡地	①西牟婁郡白浜町博 字第1062番6 ②西牟婁郡白浜町博 字第1062番50	土地	①宅地 ②公共用道路	①2,680.84 ②454	485万円	48.5万円
3	和歌山（長山）教職員住宅跡 地	①紀の川市貴志川町長山字荒子谷 277番490 ②紀の川市貴志川町長山字荒子谷 277番481	土地	①宅地 ②宅地	①244.95 ②243.31	874万円	87.4万円
4	和歌山（紀泉台）教職員住宅 跡地	①泊出市紀泉台393番 ②泊出市紀泉台394番	土地	①宅地 ②宅地	①258.29 ②254.21	1,680万円	168万円

*予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低価格をいう。

*最低入札保証金

予定価格の100分の10以上の定額

○各物件の詳細については4ページからの物件詳細をご覧ください。

売却手続の流れ

①入札参加申込み

【受付期間】令和7年6月30日(月)午前9時～令和7年7月25日(金)午後5時《必着》

■参加申込関係書類を和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班へ一般書留または簡易書留により郵送してください(持参可)
■持参の場合は、和歌山県の休日を除く日(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時～午後5時。

【個人の場合】

①公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書【様式第1号】
②誓約書【様式第2号】
③住民票
④印鑑登録証明書

【法人の場合】

①公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書【様式第1号】
②誓約書【様式第2号】
③履歴事項全部証明書
④役員等一覧【様式第3号】
⑤印鑑証明書

②入札保証金の納入

■入札書提出までに和歌山県が発行する納入通知書により入札保証金を納付してください。

【郵送型入札方式】

③入札書提出

【受付期間】令和7年7月28日(月)午前9時～令和7年8月15日(金)午後5時《必着》

■入札関係書類を和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班へ一般書留または簡易書留により郵送してください(持参可)
■持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時～午後5時。

【提出書類】

①入札書【様式第4号】※封筒(表裏3号等)に入れて封緘、封印をし、封筒の表面に物件番号、物件名称、入札者の氏名を記入してください
②入札保証金振込済(徴収印押印済)の納入通知書の写し

※入札書等の作成及び送付の際は「入札確認シート」及び「封筒記載例」をご確認ください。

④開札 令和7年8月18日(月)午前9時30分から順次

■開札結果は入札者に対し文書にて通知します。また、入札結果(落札の成否、応札者数及び落札金額)については、和歌山県ホームページにて公表します。

【落札者】

契約書などの必要書類を送付します。

【落札されなかった方】

入札保証金の返還手続をします。

⑤契約手続

■落札者に対して、契約書等を送付します。期日までに和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班へ郵送してください(持参可)
■持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時～午後5時。
■売払代金の納付期限は契約締結日の翌日から起算して15日以内です。

【和歌山県から落札者へ送付】

①契約書2通(未押印)
②契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書【様式第6号】
③所有権移転登記請求書【様式第7号】

【落札者から和歌山県へ提出】

①契約書2通(押印済み)
※1通には収入印紙貼付及び割印
②収入印紙(登録用)
③契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書【様式第6号】

⑥登記手続(最終手続)

■売払代金の納付確認後、和歌山県が登記手続を行いますので、所有権移転登記請求書【様式第7号】を提出してください。
■登記完了後、登記識別情報通知書と受信書(要返送)及び契約書を送付します。

○詳しくは入札説明書及び和歌山県公有財産売却ガイドラインをご覧ください。

- 2 -

令和7年度第1回公有財産売却スケジュール

①障害者生活支援施設跡地 ②無差別跡地 ③和歌山(長山)教職員住宅跡地 ④和歌山(紀家台)教職員住宅跡地

月	日	曜日	月	日	曜日
6月	1	金	8月	1	金
2	土		2	土	
3	日		3	日	
4	月		4	月	
5	火		5	火	
6	水		6	水	
7	木		7	木	
8	金		8	金	
9	土		9	土	
10	日		10	日	
11	月		11	月	
12	火		12	火	
13	水		13	水	
14	木		14	木	
15	金		15	金	入札締切PM5時まで
16	土		16	土	
17	日		17	日	
18	月		18	月	開札AM9時30分から順次
19	火		19	火	
20	水		20	水	
21	木		21	木	
22	金		22	金	
23	土		23	土	
24	日		24	日	
25	月		25	月	
26	火		26	火	
27	水		27	水	
28	木		28	木	
29	金		29	金	
30	土		30	土	
31	日		31	日	

月	日	曜日	月	日	曜日
7月	1	火	9月	1	月
2	水		2	火	
3	木		3	水	
4	金		4	木	
5	土		5	金	
6	日		6	土	
7	月		7	日	
8	火		8	月	
9	水		9	火	契約締結期限PM5時まで
10	木		10	水	
11	金	現地説明会申込締切PM5時まで	11	木	
12	土		12	金	
13	日		13	土	
14	月		14	日	
15	火		15	月	
16	水	現地説明会 ①障害者生活支援施設跡地AM10時から	16	火	
17	木	現地説明会 ②和歌山(長山)教職員住宅跡地AM10時から	17	水	
18	金	③和歌山(紀家台)教職員住宅跡地PM2時から	18	木	
19	土	④無差別跡地PM2時から	19	金	
20	日		20	土	
21	月		21	日	
22	火		22	月	
23	水		23	火	
24	木		24	水	売払代金納付期限(契約日の翌日から起算して15日以内)
25	金	入札参加申込締切PM5時まで	25	木	
26	土		26	金	
27	日		27	土	
28	月	入札開始AM9時から	28	日	
29	火		29	月	
30	水		30	火	
31	木				

- 3 -

物件番号 1

障害者生活支援施設跡地

予定価格

16,000,000円

- 4 -

- 5 -

物件調査

財産の名称		障害者生活支援施設跡地						
所在地		和歌山市六十谷字池ノ上490番5						
【土地】								
公簿面積(実測)		574.30	(574.30)	㎡	地目	宅地	現況	宅地
幅員及び接道状況		南側で幅員約2.6～4.0mの舗装車道(有効38号線)に南東端でほぼ等高、南西端で約1.6m程度高位で接道						
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域・市街化区域						
	用途地域	第一種低層住居専用地域	建ぺい率	50%	容積率	100%		
	防火地域	建築基準法第22条(屋根不燃区域)	高度地区	-				
	風致地区	-	日影規制	-				
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、屋外広告物区域、(建築物)高さ制限あり10m						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-			
供給施設 施設 の 状況	供給施設	引込状況	事業所名		連絡先	施設整備状況		
	電 気	可						
	公営水道	有	和歌山市水道料金センター		073-435-1298			
	公共下水道	無						
	都市ガス	無						
	特記事項							
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
最寄りの公共機関等 (徒歩・自転車での所要時間)		JR西日本(阪和線)六十谷駅	徒歩	約 5 分	自動車	約 1 分		
		和歌山市立和歌山高等学校	徒歩	約 12 分	自動車	約 3 分		
		北コミュニティセンター	徒歩	約 25 分	自動車	約 5 分		
		和歌山北インターチェンジ	徒歩	約 28 分	自動車	約 6 分		
近隣の状況等		駅舎、バス停、金融機関、病院、日用品店舗、中学校等は徒歩約10分圏内に所在する。						
交通機関		JR西日本阪和線「六十谷」駅の北西方約400mの地点 和歌山バス「六十谷」停留所の北西方約450mの地点						

【土地】

備考欄

- 当該敷地は障害者生活支援施設跡地です。
- 建物等については令和5年10月31日に撤去が完了し更地になっています。
- 当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。
 - バリアー(別紙写真①)
 - 排水溝(別紙写真②)
 - 水道管(別紙写真③)
 - 排水口(別紙写真④)
 - 敷地外周フェンス(別紙写真⑤)
 - 敷地排水及び排水口に接続する排水管等が敷地内に埋設されている可能性があります。
- 上記残存物の現状有姿での引き渡しとなるため、これらの除去に係る費用は買受人の負担となります。
- 上水道【重水タンク】は敷地内(別紙写真⑥)にあります。休止中。水道を開通せずに引き渡しする間接の際は、和歌山市(和歌山市水道料金センター)に相談してください。
- 当該敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地のため、文化財が出土した場合は、和歌山市(文化財課)へ相談してください。
- 公共下水道はありません。
- 和歌山市においては、令和7年4月1日に宅地造成及び特定国土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。
- 本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、無線ケーブル(共用アンテナ)また、有線ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。
- 埋蔵物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。
- 記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。
- 建築時に、道路後退(セットバック)があります。
- 当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。
- 物件概要は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸権利についての確認をお願いします。
- 上記の記載事項を含め、関係所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。
- 詳細については、管財課に問い合わせください。

- 6 -

公用

和歌山県和歌山市六十谷490-5

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	1700000423505
地図番号	7-41-4	筆界特定	[余白]		
所 在	和歌山市六十谷字池ノ上		[余白]		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	可 成 積 率	原因及びその日付【登記の日付】	
490番5	田		40.4	490番1から分筆 [昭和38年3月7日]	
[余白]	[余白]		32.0	④490番5、490番7に分筆 [昭和38年10月3日]	
[余白]	宅地		363.63	⑤昭和39年1月9日地目変更 [昭和39年1月14日]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日	
[余白]	[余白]		574.30	⑥錯誤④490番6を合筆 国土調査による成果 [平成27年2月26日]	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年9月21日 第31486号	原因 平成6年8月26日寄付 所有者 和歌山県 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日
2	合併による所有権登記	[余白]	所有者 和歌山県 平成27年2月26日登記

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年9月11日
和歌山地方務局

登記官 7 芝 正 教

「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権移転登記(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が現場で、申出があった相続人の住所・氏名等を確認したものであり、権利関係を必ずしも示すものではない。

下欄のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D71392 (1/6) 1/1

和歌山県

登記

490-12

(座標値標記：測量成果)

7306.891

501-1

501-4

491

490-11

492-1

494

490-13

490-17

490-2

490-7

490-10

492-5

493-1

493-2

493-3

495

490-9

492-2

493-3

497-2

499-6

496-1

499-3

464

474

488

486-1

485-1

485-2

486-1

473-4

493

水

道路

地 区 界 線 出

六十谷

請求部	所 在	和歌山市六十谷字池ノ上		地 番	490番5				
出力幅	1/500	精度	甲二	地籍番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地図図
作成日	平成25年3月		編付年月日(原図)	平成27年2月26日		補記事項			

これは地図に登録されている内容を証明した書面である。

令和6年9月11日
和歌山地方務局

請求番号: 27-1 (1/1)

登記官 芝 正 教

公用

- 8 -

位置図

拡大図

- 9 -



- 10 -



- 11 -



- 12 -



- 13 -

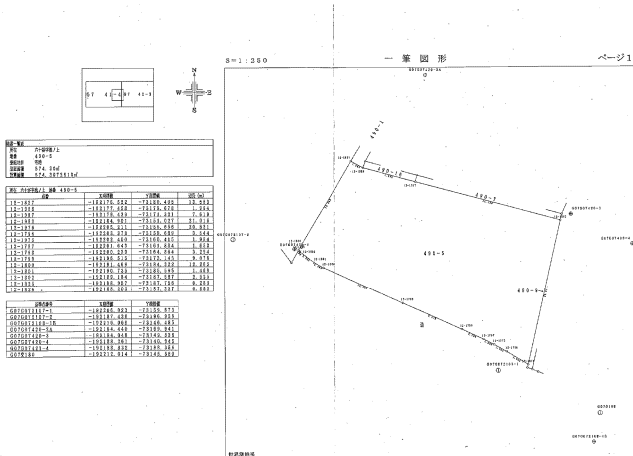
物件番号 2

無憂園跡地

予定価格

4, 8 5 0, 0 0 0 円

- 14 -



- 15 -

物 件 調 査

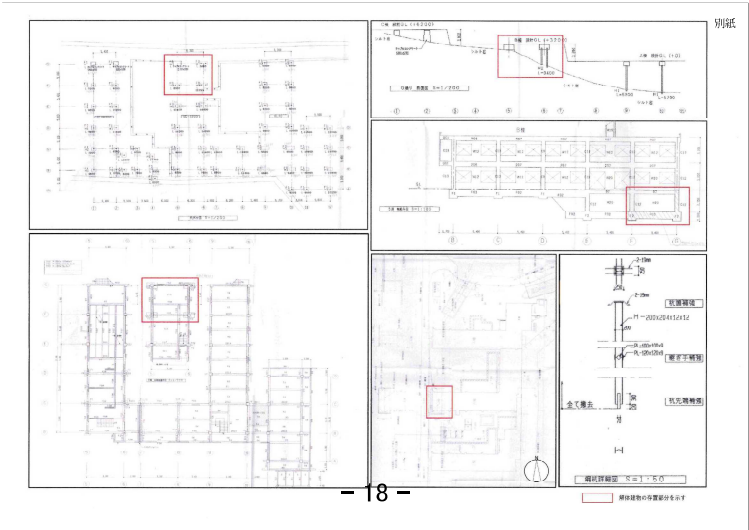
財産の名称	無憂園跡地						
所在地	①西牟婁郡白浜町椿字椿1062番6 ②西牟婁郡白浜町椿字椿1062番50						
【土地】							
公簿面積(実測)	①2,680.84 ②454	①(2,680.84) ②(454)	㎡	地目	①宅地 ②公衆用道路	現況	①宅地 ②公衆用道路
幅員及び接道状況	北側で幅員約8mの舗装町道(伊勢ヶ谷線)にほぼ等高で接面						
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域外					
	用途地域	-	建ぺい率	-	容積率	-	
	防火地域	-	高度地区	-	-	-	
	風致地区	-	日影規制	-	-	-	
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(一部急傾斜地の崩壊)、景観計画区域、和歌山県屋外広告物条例					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-			
供給地埋施設の状態	供給施設	引込状況	事業所名	連絡先	施設整備状況		
	電 気	可					
	公営水道	可	白浜町上下水道課業務係	(直通)0739-45-2000			
	公共下水道	無					
	都市ガス	無					
	特記事項	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合					
最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)	明光バス椿温泉停留所	徒歩	約 4 分	自動車	約 1 分		
	白浜町役場椿出張所	徒歩	約 17 分	自動車	約 4 分		
	JR西日本(紀勢本線)椿駅	徒歩	約 27 分	自動車	約 6 分		
	南紀白浜インターチェンジ	徒歩	約 88 分	自動車	約 12 分		
近隣の状況等	最寄駅、バス停等は徒歩約10分圏内に所在する。						
交通機関	JR西日本紀勢本線「椿」駅の南西方向約2.1kmの地点 明光バス「椿温泉」停留所の南方向約210mの地点						

- 16 -

【土地】

備考欄	- 当該敷地は経費老人ホーム無憂園の跡地です。 - 建物等については平成22年8月7日に撤去が完了し更地になっています。 - 当該敷地西側舗装道路は、建築基準法上の道路ではありません。 - 当該敷地内には、複数の段差があります。 - 当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○敷地外周フェンス(一部ガードレール) ○排水溝 ○塀 ○石積み - 当該敷地内地中に、旧建物の鋼杭、ラップコンクリート、基礎、梁、柱及び壁が存在しています。(別紙参照) - 上記残存物を含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 - 公共下水道はありません。 1002-50にある土留め擁壁について、一部私有地に越境しています。(越境合意書あり)隣接地との境界部分を現状から変更する場合には、隣接地所有者と調整を行ってください。 - 令和7年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 - 本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、共聴ケーブル(共用アンテナ)また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。 - 埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施していません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 - 記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 - 当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。 - 物件調査は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 - 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 - 詳細については、管財課に問い合わせください。
-----	---

- 17 -



- 18 -

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年10月9日	不動産番号	1702000360486
地図番号	Q37-34-3、G37-44-1	筆界特定	余白		
所在	西牟婁郡白浜町梧槽				
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番6	山林	3851		1062番5から分筆	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年10月9日	
余白	宅地	3405	34	年月日不詳一部地目変更 ③錯誤 ④1062番6、1062番49、1062番50に分筆 ⑤年月日不詳地目変更 国土調査による成果 〔平成30年12月12日〕	
余白	余白	3332	69	④1062番6、1062番53に分筆 〔令和6年11月25日〕	
余白	余白	2680	84	④1062番6、1062番54に分筆 〔令和7年3月4日〕	
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	昭和38年11月20日 第3573号	原因: 昭和38年9月3日売買 所有者 和歌山県 順位3番の登記を移記		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年10月9日		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年3月6日
和歌山地方支務局田辺支局
登記官 内藤 純治
* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したもので、権利関係を表示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

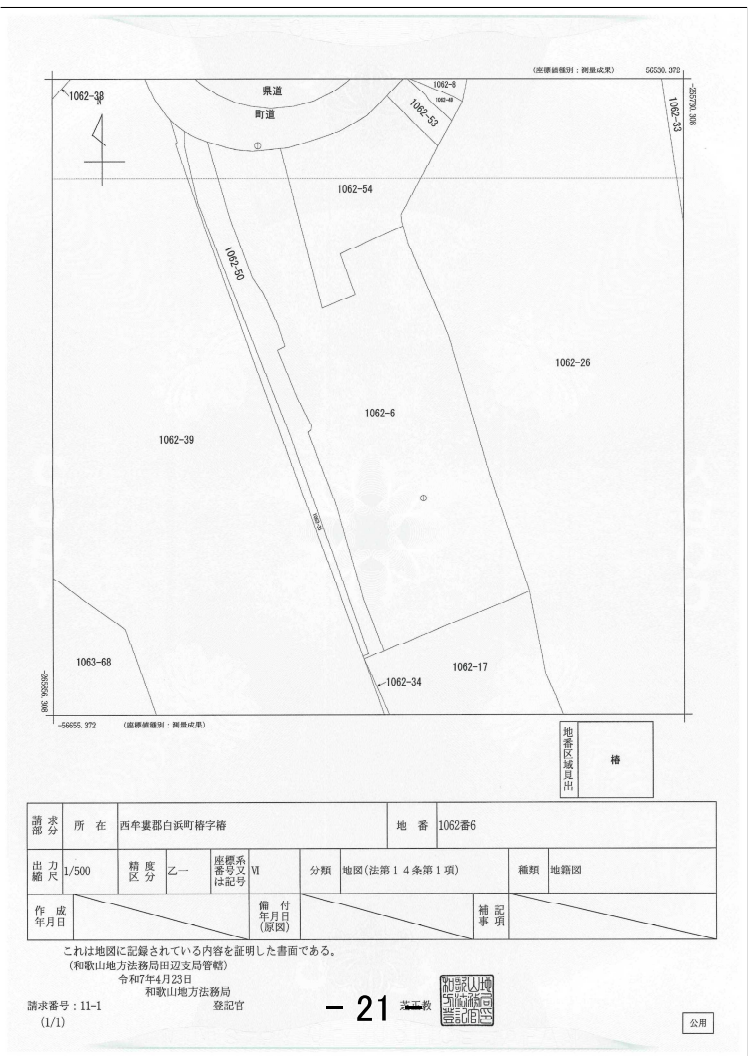
19 整理番号 D85716 (1/2) 1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1702010133313
地図番号	Q37-34-3、G37-44-1	筆界特定	余白		
所在	西牟婁郡白浜町梧槽				
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番50	公共用道路	454		1062番6から分筆 国土調査による成果 〔平成30年12月12日〕	
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	昭和38年11月20日 第3573号	原因: 昭和38年9月3日売買 所有者 和歌山県 順位1番の登記を転写 平成30年12月12日登記		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(和歌山地方支務局田辺支局管轄)
令和6年5月20日
和歌山地方支務局
登記官 芝正教
* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したもので、権利関係を表示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

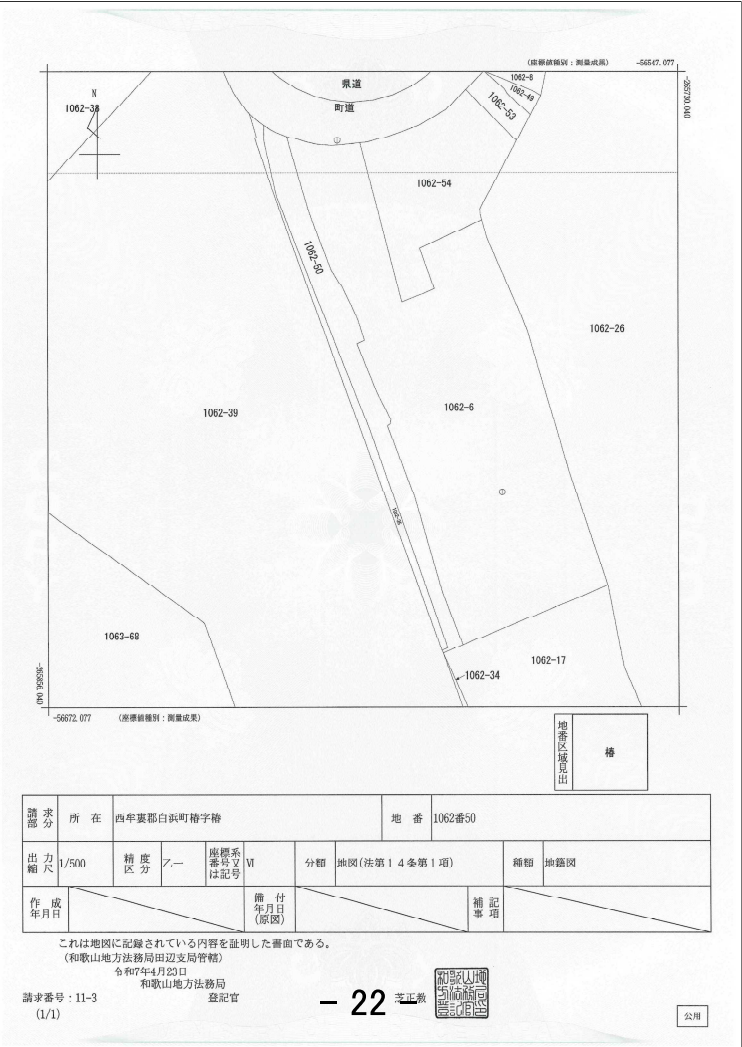
20 整理番号 K13090 (2/2) 1/1



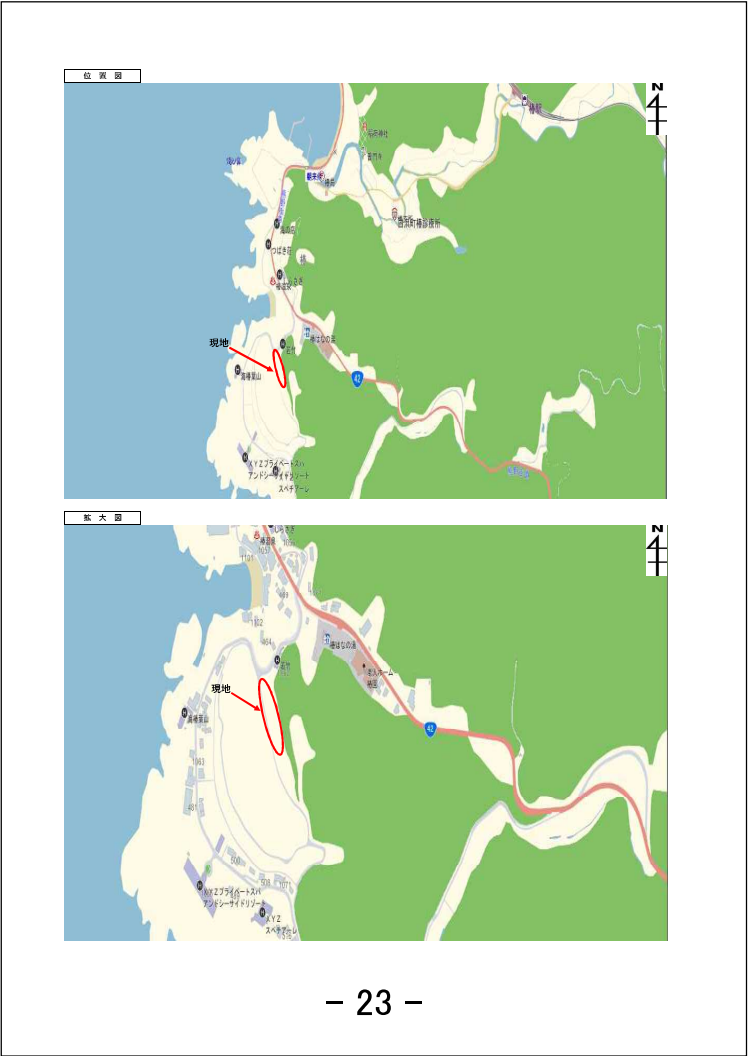
請求区分	所在	西牟婁郡白浜町梧槽	地番	1062番6							
出尺	刀尺	1/500	精度	乙一	座標系	番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日			受付年月日(原因)			補記事項					

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(和歌山地方支務局田辺支局管轄)
令和7年4月23日
和歌山地方支務局
登記官 芝正教
請求番号: 11-1 (1/1)

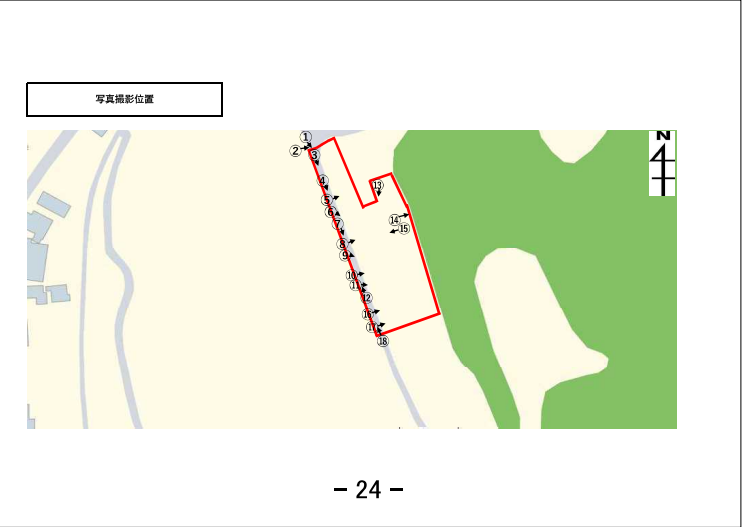
21 整理番号 K13090 (2/2) 1/1



- 22 -



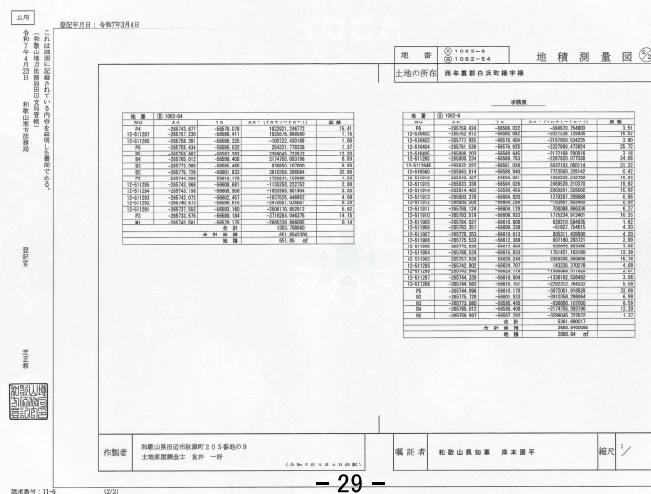
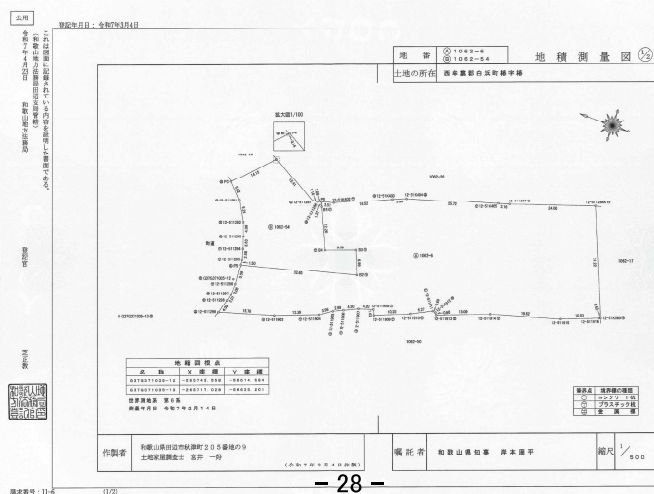
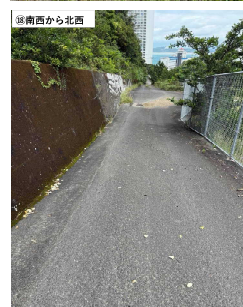
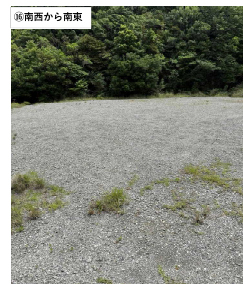
- 23 -



- 24 -



- 25 -



物件番号 3

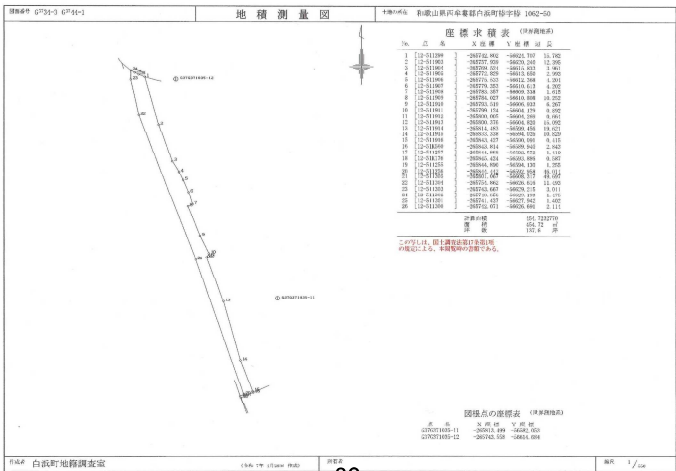
和歌山（長山）教職員住宅跡地

予定価格

8, 7 4 0, 0 0 0 円

- 31 -

- 30 -



【土地】	
備考欄	- 当該敷地は和歌山（長山）教職員住宅跡地です。 - 建物等については令和6年3月8日に撤去が完了し更地になっています。 - 当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○敷地外周杭 ○ラダー ○防草シート ○排水溝 ○量水器ボックス - 上記残存物含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 - 上水道【量水器ボックス】は敷地内（別紙写真⑩⑪）にあります。水道を開栓せずには引き渡すため開栓の際は、紀の川市（上下水道経営課）に相談してください。 - 上水道【量水器ボックス】は敷地内にはか所目視にて確認しています。1か所不要の場合撤去等を紀の川市から指導される場合がありますが、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 - 公共下水道はありませんが、接続に関する申請、協議、工事費用等は買受人負担となります。 - 令和7年5月28日に宅地造成及び特定強土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 - 本物件が電線障害の対象地域と判明した場合、共用ケーブル（共用アンテナ）また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用（設備、新規加入料、及び月々の受償料等）は買受人の負担となります。 - 埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 - 記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 - 当該敷地の使用（工事等）にあたっては、近隣住民への配慮を怠らないようお願いいたします。 - 物件調査は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 - 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 - 詳細については、管財課に問い合わせください。

- 32 -

- 33 -

物 件 調 査							
財産の名称	和歌山(長山)教職員住宅跡地						
所在地	①紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番480 ②紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番481						
【土地】							
公簿面積(実測)	①244.95 ②243.31	①244.95 ②243.31	㎡	地目	①宅地 ②宅地	現況	①宅地 ②宅地
幅員及び構造状況	南側で幅員約5.0mの舗装市道(西88号線)に約1.2m高位で接面						
法令等 に基づく 制限	都市計画区域	都市計画区域・非線引都市計画区域					
	用途地域	-	建ぺい率	70%	容積率	200%	
	防火地域	-	高度地区	-			
	風致地区	-	日影規制	-			
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、自然保全地区、土砂災害警戒区域(一部土石流)、景観計画区域、屋外広告物区域					
	私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-		
供給 処理 施設 の 状 況	供給施設	引込状況	事業所名	連絡先	施設整備状況		
	電 気	可					
	公営水道	可	紀の川市上下水道経営課利金班	(代表)0736-77-2511			
	公共下水道	可	紀の川市下水道課下水道管理班	(代表)0736-77-2511			
	都市ガス	無					
	特記事項	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前道路踏で、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合					
	最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)	和歌山電氣貴志川線西山口駅 徒歩 約 9 分 自動車 約 2 分 和歌山電氣貴志川線大池造園駅 徒歩 約 15 分 自動車 約 3 分 和歌山県立貴志川高等学校 徒歩 約 34 分 自動車 約 7 分 貴志川生涯学習センター 徒歩 約 38 分 自動車 約 8 分					
近隣の状況等	日用品店舗、小学校、医院、金融機関等は徒歩約30分圏内に所在する。						
交通機関	和歌山電氣貴志川線「西山口」駅の北西方約700mの地点 和歌山電氣貴志川線「大池造園」駅の北方約1.2kmの地点						

表題部	(土地の表示)	図番	平成11年10月20日	不動産番号	1711000110551
地図番号	Q14-33-1	筆界特定	〔余白〕		
所在	那賀郡貴志川町大字長山字荒子谷	〔余白〕			
	紀の川市貴志川町長山字荒子谷	〔余白〕			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
277番480	宅地	245	12	277番1から分筆 〔昭和53年2月20日〕	
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
〔余白〕	〔余白〕	244	95	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年2月9日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年5月15日 第19760号	原因 昭和54年5月4日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位2番の登記を移記
	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成11年10月27日 第11941号	原因 平成11年9月10日売買 所有者 和歌山県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年12月6日
和歌山地方裁判所 登記官 芝正教
* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
ひきかきで相続して、申出があった相続人の住所・氏名等を付したものである。登記簿を公示するものではない。
* 下線のあるものは法務省令であることを示す。 整理番号 D88648 (1/8) 1/1

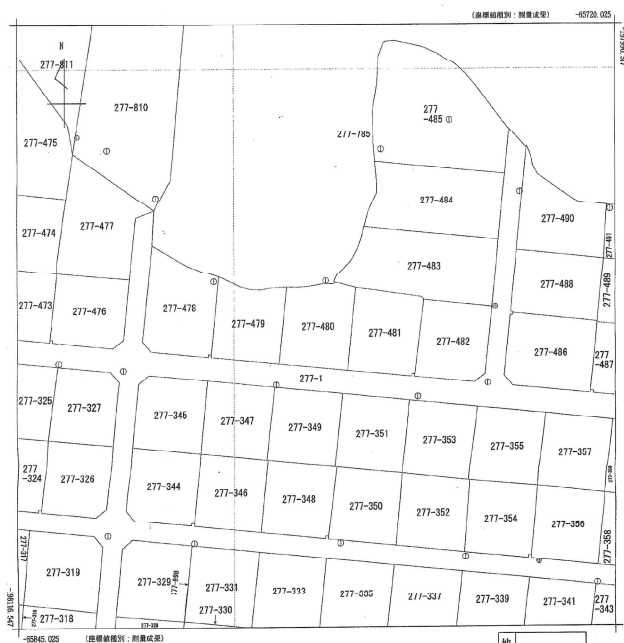
表題部	(土地の表示)	図番	平成11年10月20日	不動産番号	1711000110552
地図番号	Q14-33-1	筆界特定	〔余白〕		
所在	那賀郡貴志川町大字長山字荒子谷	〔余白〕			
	紀の川市貴志川町長山字荒子谷	〔余白〕			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
277番481	宅地	244	16	277番1から分筆 〔昭和53年2月20日〕	
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
〔余白〕	〔余白〕	243	31	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年2月9日〕	

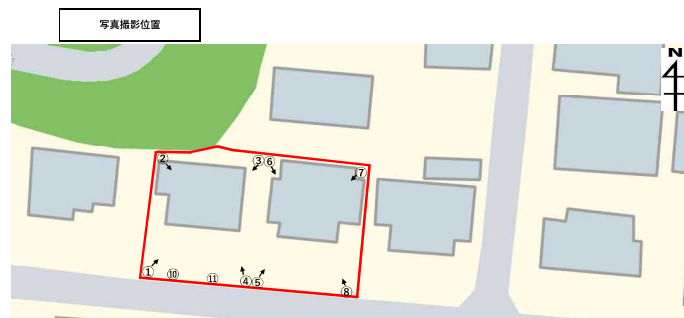
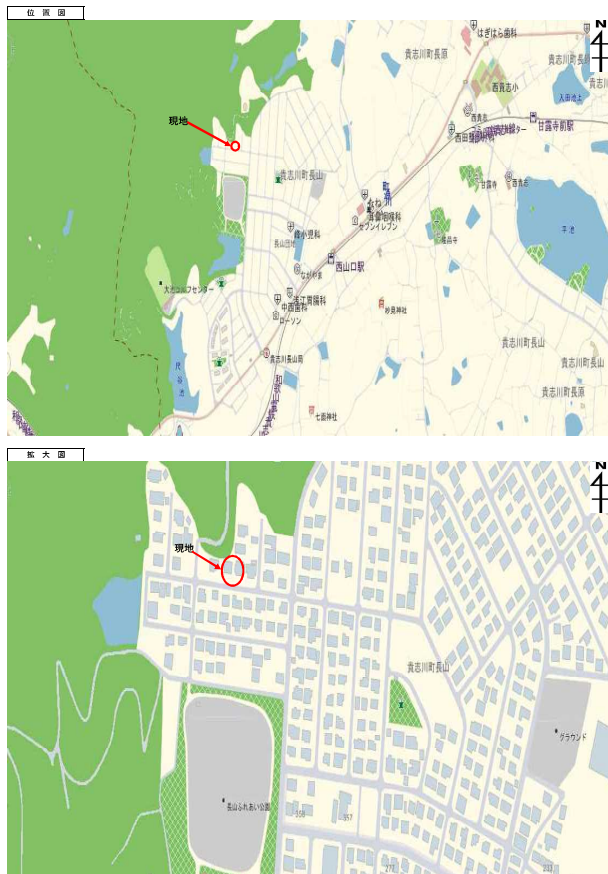
権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 等 の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年5月15日 第19760号	原因 昭和54年5月4日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位2番の登記を移記
	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成11年10月27日 第11941号	原因 平成11年9月10日売買 所有者 和歌山県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年12月6日
和歌山地方裁判所 登記官 芝正教
* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
ひきかきで相続して、申出があった相続人の住所・氏名等を付したものである。登記簿を公示するものではない。
* 下線のあるものは法務省令であることを示す。 整理番号 D88648 (2/8) 1/1





物件番号 4

和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地

予定価格

16,800,000円

- 43 -

物件調査書

財産の名称		和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地					
所在地		①岩出市紀泉台393番 ②岩出市紀泉台394番					
【土地】							
公簿面積（実測）		①258.29 ②254.21	①（258.29） ②（254.21）	㎡	地目 ①宅地 ②宅地	現況 ①宅地 ②宅地	
幅員及び接道状況		南側で幅員約5.0mの舗装市道（紀泉台団地2号線）に約1.2m高、西側で幅員約11.5mの舗装市道（紀泉台団地1号線）に接面					
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域・非緑引都市計画区域					
	用途地域	-	建ぺい率	70%	容積率	200%	
	防火地域	-	高度地区	-			
	風致地区	-	日影規制	-			
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域（土石流・一部急傾斜地の崩落）、景観計画区域、屋外広告物区域					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-		
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名		連絡先	施設整備状況	
	電気	可					
	公営水道	可	岩出市上下水道業務課上水道係（代番）0736-62-2141				
	公共下水道	可	岩出市上下水道業務課下水道係（代番）0736-62-2141				
	都市ガス	無					
	特記事項						
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合					
最寄りの公共機関等 （徒歩・自動車での所要時間）		岩出根来インターチェンジ		徒歩	約 25 分	自動車	約 5 分
		岩出市役所		徒歩	約 64 分	自動車	約 13 分
		JR西日本（阪和線）紀伊駅		徒歩	約 67 分	自動車	約 14 分
		JR西日本（和歌山線）岩出駅		徒歩	約 73 分	自動車	約 15 分
近隣の状況等		日用品店舗、小学校、医院、金融機関等は徒歩約30分圏内に所在する。					
交通機関		JR西日本阪和線「紀伊」駅の北東方約5.2mの地点 JR西日本和歌山線「岩出」駅の北西方約5.7mの地点					

- 44 -

【土地】

備考欄

- 当該敷地は和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地です。
- 建物等については令和5年3月28日に撤去が完了し更地になっています。
- 当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。
 - 敷地外周杭
 - トラロープ
 - 防草シート
 - 排水溝
 - 汚水枳
- 上記残存物も含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。
- 上水道【量水器ボックス】は敷地内にありますが、休止中です。水道を開栓せずに引き渡すための開栓の際は、岩出市（上下水道業務課）に相談してください。
- 公共下水道はありますが、接続に関する申請、協議、工事費用等は買受人負担となります。
- 令和7年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。
- 本物件が電線障害の対象地域と判明した場合、共用ケーブル（共用アンテナ）また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用（設置、新規加入料、及び月々の受渡料等）は買受人の負担となります。
- 埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。
- 記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。
- 当該敷地の使用（工事等）にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。
- 物件調査書は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。
- 上記の記載事項を含め、関係者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。
- 詳細については、管財課に問い合わせください。

- 45 -

表題部	(土地の表示)	調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000132025
地図番号	M2-54-3	筆界特定	〔余白〕		
所在	那賀郡岩出町大字記景台		〔余白〕		
	岩出市記景台		〔余白〕		
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
40番393	宅地	269	87	40番1から分筆 〔昭和54年2月9日〕	
393番	〔余白〕	〔余白〕		①変更 〔昭和54年2月13日〕	
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕		昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
〔余白〕	〔余白〕	258	29	③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年9月2日〕	

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年7月7日 第7609号	原因 昭和57年6月15日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成15年3月28日 第2589号	原因 平成13年1月9日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 代位者 和歌山県 代位原因 平成15年3月10日売買の所有権 移転登記請求権
	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成15年3月28日 第2590号	原因 平成15年3月10日売買 所有者 和歌山県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年12月6日
和歌山地方裁判所

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有主)の相対人からの申告に基づき、
ひよひの申請で、申告があった相対人の住所・氏名等も付記したものである。権利取得を主張するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
整理番号 D88648 (4/8) 1/1

表題部	(土地の表示)	調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000132026
地図番号	M2-54-3	筆界特定	〔余白〕		
所在	那賀郡岩出町大字記景台		〔余白〕		
	岩出市記景台		〔余白〕		
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
40番394	宅地	242	03	40番1から分筆 〔昭和54年2月9日〕	
394番	〔余白〕	〔余白〕		①変更 〔昭和54年2月13日〕	
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕		昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
〔余白〕	〔余白〕	254	21	③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年9月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和55年8月9日 第7559号	原因 昭和55年7月18日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年3月22日 第3081号	原因 平成13年1月9日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 代位者 和歌山県 代位原因 平成13年3月10日売買による所有 権移転登記請求権
	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成13年3月22日 第3082号	原因 平成13年3月10日売買 所有者 和歌山県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

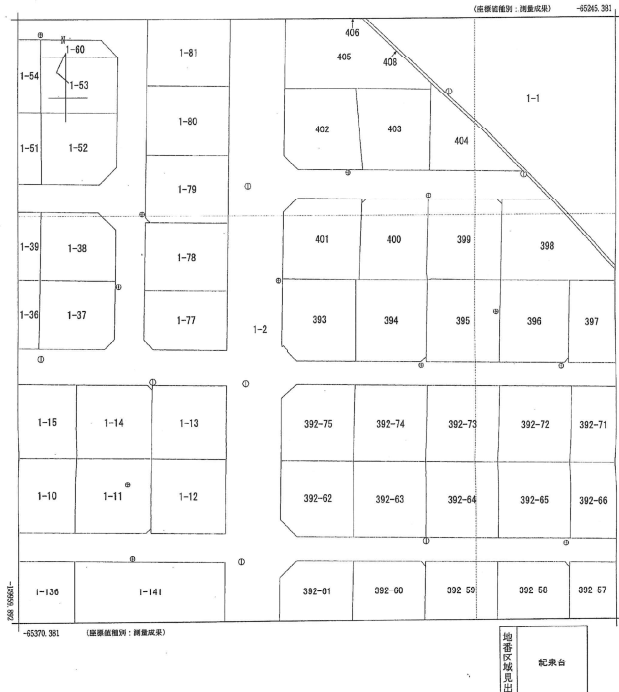
令和6年12月6日
和歌山地方裁判所

登記官

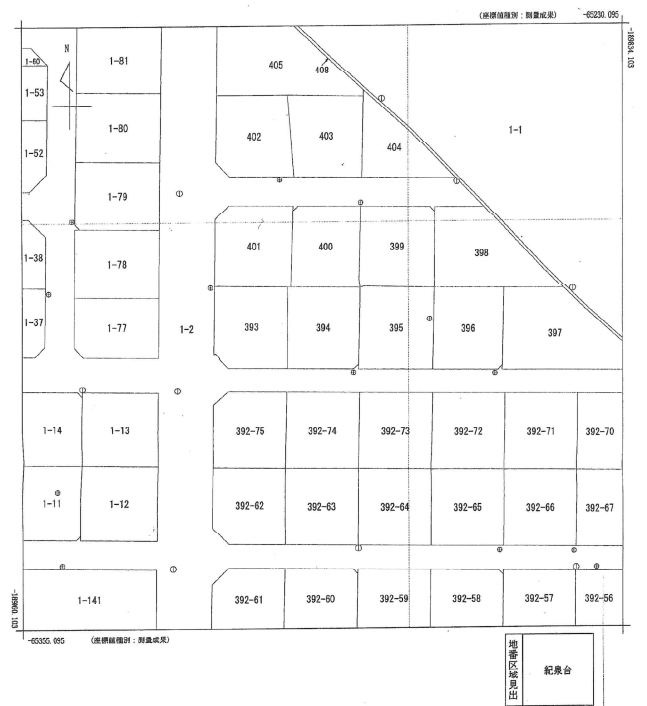
芝正教



* 「登記の目的」欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有主)の相対人からの申告に基づき、
ひよひの申請で、申告があった相対人の住所・氏名等も付記したものである。権利取得を主張するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
整理番号 D88648 (5/8) 1/1



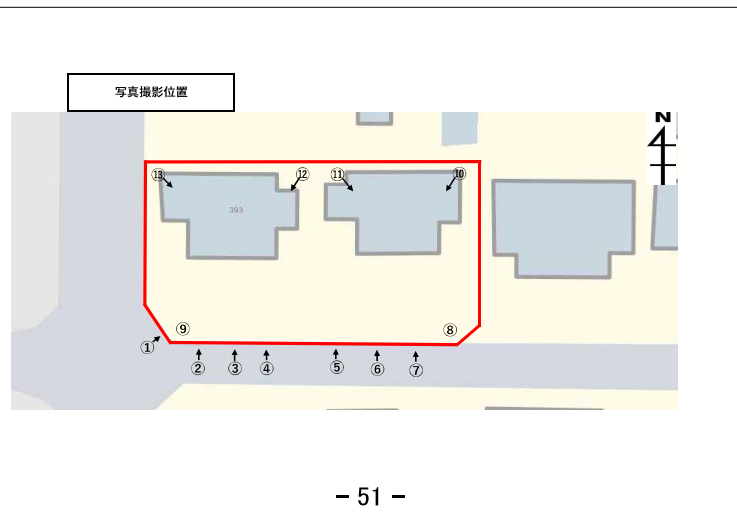
請求番号	所在	地番	393番
出力	1/500	精度	甲三
作成年月日	平成26年3月	登記年月日(原簿)	平成26年9月3日



請求番号	所在	地番	394番
出力	1/500	精度	甲三
作成年月日	平成26年3月	登記年月日(原簿)	平成26年9月3日



- 50 -



- 51 -



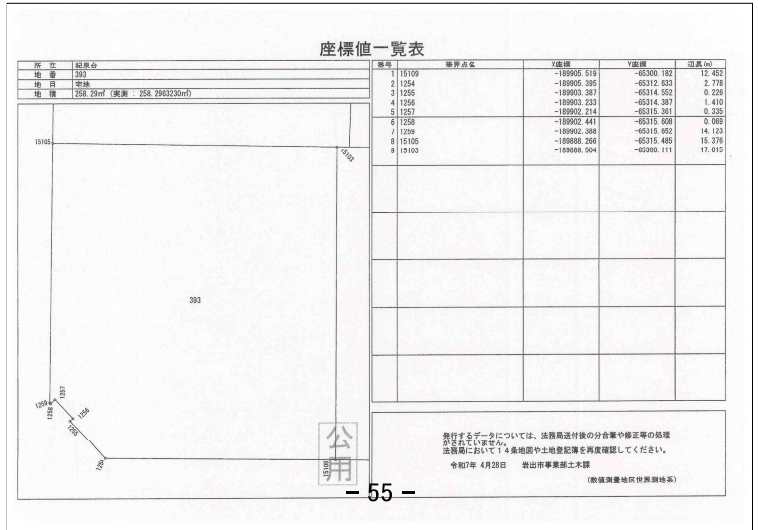
- 52 -



- 53 -



- 54 -



入 札 説 明 書

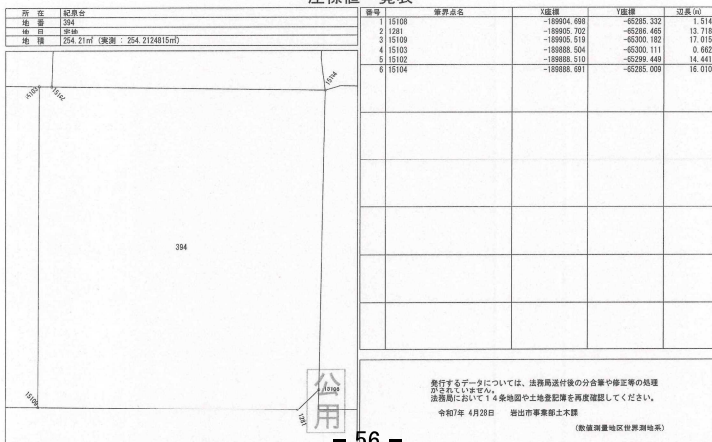
- はじめに**
和歌山県公有財産売却一般競争入札への参加にあたっては、和歌山県公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及び誓約書をよくお読みいただき同意いただくことが必要です。
- 入札参加の条件について**
入札参加の条件については県ガイドライン第1「1 公有財産売却の参加条件」をご確認ください。

物件番号	物件名称	所在地及び地番	区分	地目又は種類	面積(㎡)	説明会日時	説明者
1	障害者生活支援施設地	和歌山市六十谷字池ノ上490番5	土地	宅地	574.30	令和7年7月15日 午前10時00分	管財課 塚吉福 総務課
2	無受領跡地	①西牟婁郡白浜町椿字椿1062番6 ②西牟婁郡白浜町椿字椿1062番50	土地	①宅地 ②公衆用道路	①2,680.84 ②454	令和7年7月17日 午後2時00分	管財課 介護サービス 指導課
3	和歌山(長山)教職員住宅跡地	①紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番480 ②紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番481	土地	①宅地 ②宅地	①244.95 ②243.31	令和7年7月16日 午前10時00分	管財課 教育総務課 利摩生室
4	和歌山(紀泉台)教職員住宅跡地	①岩出市紀泉台393番 ②岩出市紀泉台394番	土地	①宅地 ②宅地	①258.29 ②254.21	令和7年7月16日 午後2時00分	管財課 教育総務課 利摩生室

- (1) 説明会への参加申込み**
現地説明会は上記の物件所在地（現地）で行います。現地説明会に参加するには申込みが必要となりますので、希望される方は**令和7年7月11日（金）午後5時までに**、次の電子メールアドレスに、参加希望の物件番号、氏名（法人にあっては法人名及び担当者名）、参加人数、連絡先を記入のうえお申込みください。
【説明会参加申込連絡先】和歌山県総務部総務管理局管財課：e0107001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) 注意事項**
 - 参加希望者がいない場合は現地説明会を開催しません。
 - 上記日程以外でも外部からの見学は随時可能です。
 - 現地説明会への参加は任意のため、参加されなかった方も入札参加申込みは可能ですが、現況等を十分に確認のうえ申込みしてください。
 - 駐車場は用意しておりません。周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。
 - 悪天候等により中止となる場合があります。

- 57 -

座標値一覧表



4 入札方法について

(1) 入札参加申込み

ア 参加申込受付期間

令和7年6月30日(月)午前9時～令和7年7月25日(金)午後5時《必着》
下記申込先へ必要書類を一般書置または簡易書置により郵送してください(持参可)
※指定された方法以外(普通郵便、レターパック等)での提出は無効です。
持参の場合は、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時～午後5時

イ 参加申込先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班 宛

ウ 提出書類

【個人の場合】	【法人の場合】
①公有財産売却一般競争入札参加申込書 兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第1号)	①公有財産売却一般競争入札参加申込書 兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第1号)
②誓約書【様式第2号】	②誓約書【様式第2号】
③住民票	③履歴事項全部証明書
④印鑑登録証明書	④役員等一覧【様式第3号】
	⑤印鑑証明書

※官公庁の証明書は提出日において3か月を経過していないものに限ります。

《参加申込みにあたっての注意事項》

- 複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を提出してください。(誓約書その他添付書類については原本1部で結構です。)
- 共有で申込みの場合は、代表者(共有者を代表してこの入札に関する一切の事務を行う者)を決める必要があります。申込書の申込者欄に共有者を代表して入札手続きを行う者について記載、共有者欄に申込者以外の共有者について記載してください。(誓約書その他添付書類については共有者各々について原本1部ずつ提出をお願いします)
- 参加申込みがないと、入札に参加できません。
- 県では郵便事情等による不達の責任は負いません。
- いずれかに該当する申込みは受付できませんので、ご注意ください。
- ① 参加申込受付期間内に県に到達しなかったもの
- ② 申込書、誓約書等の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なもの
- ③ どの物件の入札に参加希望なのかが不明瞭なもの

- 58 -

- ④ 添付書類が不足しているまたは不備があるもの

(2) 入札保証金の納付

- 入札に参加される方は、**入札書の提出までに**入札保証金を納付する必要があります。
- 入札保証金は、県が発行する納入通知書によりお振込みください。(納入通知書は、入札参加申込受付後、資格審査を行った後に県から発行します。)
- ※**入札書提出時に金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの納入通知書の写しが必要となります。**
- ※入札保証金を納付後に入札を中止する場合は、速やかに和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班までお申し出ください(入札書提出後の入札取り消しはできません)。
- 入札保証金には利息を付しません。
- 振込手数料は入札参加者の負担となります。
- 複数の物件に入札される場合は、物件ごとの振込となります。

(3) 入札書提出

ア 入札書受付期間

令和7年7月28日(月)午前9時～令和7年8月15日(金)午後5時《必着》
下記受付先へ入札書【様式第4号】その他必要書類を一般書置または簡易書置により郵送してください(持参可)
※指定された方法以外(普通郵便、レターパック等)での提出は無効です。
持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時～午後5時

イ 入札書受付先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県総務部総務管理局管財課財産活用班 宛
※入札書を入れた内封筒及びその他提出書類を外封筒に入れ、外封筒の表面に朱書きで「入札書在中」と記載してください

ウ 提出書類

- ① 入札書【様式第4号】※封筒(長形3号等)に入れて封緘・封印をし、封筒の表面に物件番号、物件名称、入札者の氏名を記載してください
- ② 入札保証金振込済(領収印押印済)の納入通知書の写し

※入札書等の作成及び送付の際は本公告(入札公告記載例)または「入札確認シート」、「封筒記載例」を確認してください。

《入札書作成にあたっての注意事項》

- 入札書には、入札者(共有名義の場合は共有者を含む)の住所及び氏名(法人の場合は所在地、法人名及び代表者の職氏名)を記入の上、入札者(共有名義の場合は共有者を含む)の実印を必ず押印してください。
- 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字(0、1、2、3・・・)

- 59 -

の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。

- 入札書の記載には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具は使用しないでください。
- 提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします
- ① 入札参加資格がない者がした入札
- ② 入札書が受付期間内に県に到達しなかった入札
- ③ 入札者が同一物件について2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- ④ 入札書の記載内容が識別しがたい入札
- ⑤ 入札書の記名押印を欠く入札
- ⑥ 入札保証金が納付されていない入札
- ⑦ 入札金額が予定価格に達しない入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札
- ⑨ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- ⑩ 和歌山県公有財産売却ガイドラインに違反した入札

5 開札及び落札者の決定について

(1) 開 札

- 開札は下記日時、場所において、当該入札事務に関係のない和歌山県職員の立ち会いのもとで行います。
- 入札者の立ち金いは任意です。開札場所へ入場できるのは入札者及びその代理人のみです。
- 立ち金いを希望の場合は事前にご連絡をいただくとともに、当日は運転免許証等の本人確認書類(原本)のご持参をお願いします。なお、代理人の場合は、本人確認書類(原本)をご持参いただくほか、委任状【様式第5号】のご提出をお願いします。

物件番号	物件名称	所在地及び地番	開札日時	開札場所
1	障害者生活支援施設跡地	和歌山市六十谷宇池ノ上490番5	令和7年8月18日(月) 午前9時30分～	和歌山県庁 北別館1階 会議室1ーC
2	無愛園跡地	①西牟婁郡白浜町椿字椿1062番6 ②西牟婁郡白浜町椿字椿1062番50	令和7年8月18日(月) 午前10時00分～	
3	和歌山(長山)教職員住宅跡地	①紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番480 ②紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番481	令和7年8月18日(月) 午前10時30分～	
4	和歌山(紀泉台)教職員住宅跡地	①岩出市紀泉台393番 ②岩出市紀泉台394番	令和7年8月18日(月) 午前11時00分～	

(2) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、事前に公表している予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者となります。
- イ アに該当する者が2者以上あるときは、開札後、直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを待機することはできません。入札者の代理人がくじを

- 60 -

引く場合は、委任状が必要です。開札場所に当該入札者又はその代理人がいない場合(代理人の確認ができなかった場合を含む)は、当該入札事務に関係のない和歌山県職員が当該入札者に代わってくじを引きます。

- ウ 落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。(消費税及び地方消費税(以下、「消費税額等」という。))が課税される物件の場合は、入札金額に消費税額等が含まれているものとみなします。)
- エ 開札の結果は、入札者に対し文書にて通知します。開札日の翌日(開札日翌日が土日、祝日の場合はその翌日)以降に発送予定です。落札者があるときは、落札者に対しては落札した旨を、落札者以外の者に対しては落札しなかった旨をそれぞれ通知します。落札者がいないときは、入札が不調となった旨通知します。
- また、入札結果(落札の成否、応札者数及び落札金額)については、開札日翌日(開札日翌日が土日、祝日の場合はその翌日)以降、県ホームページにて公表します。
- 落札者に関する情報について問い合わせがあった場合、落札者が法人である場合は所在地、法人名及び落札金額について、落札者が個人である場合は、落札金額について公開することがありますのであらかじめご了承ください。落札者が個人である場合の住所、氏名については公開しません。
- (注) 電話による結果照会は、開札日翌日(開札日翌日が土日、祝日の場合はその翌日)の午前9時以降にお願いします。ただし、落札者が個人である場合の住所・氏名、また落札者以外の住所(所在地)・氏名(法人名)・応札金額等についてはお答えできませんのでご了承ください。

6 売却契約締結及び入札保証金の帰属について

- 落札者は、落札後、契約に必要な書類を管財課に提出し、令和7年9月9日(火)午後5時までに契約を締結し、契約保証金を納付してください。「契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書」(様式第6号)により入札保証金を契約保証金に充当することができます。ただし、落札者が当該期間内に契約締結に応じなかった場合は、入札保証金は県に帰属されます。
- 契約書に貼付する収入印紙に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。
- 落札者以外の入札保証金は入札期間終了後に返還します。なお、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

7 売買代金の納付及び契約保証金の帰属について

売却契約締結後、県が発行する納入通知書により契約締結日の翌日から起算して15日以内に売却代金を納付してください。「契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書」(様式第6号)により契約保証金を売却代金に充当することができます。ただし、売却代金を納期限内に納付しなかった場合は、契約保証金は県に帰属します。

8 売却物件の引渡し等

- 売却物件の所有権は、売買代金の全額を納付し、その収納を完了した時に落札者に移転します。
- 落札者は、売却物件の所有権が移転したときに売却物件の所有権移転登記を「所有権移転登記請求書」(様式第7号)により請求してください。
- 落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に売却物件に対し地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をし、又は当該物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をしてはなりません。

- 61 -

・売却物件の所有権移転登記に要する登録免許税等の諸費用及び売却代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とします。

9 スケジュール

令和7年6月30日（月）午前9時から令和7年7月11日（金）午後5時まで	現地説明会申込期限
同上	参加申込受付期間
令和7年7月28日（月）午前9時から令和7年8月15日（金）午後5時まで	入札書受付期間
落札後	から令和7年9月9日（火）午後5時まで
	契約締結期限

10 物件調査、入札及び契約に関する問い合わせ

所在地	名称	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
〒640-8585 和歌山市小松原通 一丁目1番地	和歌山県総務部 総務管理局管財課	073-441-2217	073-441-2248	e0107001@pref.wakayama.lg.jp

11 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令及び和歌山県財務規則等の定めるところにより和歌山県知事が決定します。

和歌山県公有財産売却ガイドライン

郵送型入札方式

令和5年9月1日

和歌山県公有財産売却（一般競争入札（以下「公有財産売却」という。）に参加いただくには、「和歌山県公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下の各号のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項の規定に該当すると認められる者
- 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する者又は将来にわたって該当しないことを確約できない者
ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している者
- 入札しようとする不動産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は暴力団の用に供しようとする者
- 日本語を完全に理解できない方
- 和歌山県が定める本ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

2 公有財産売却の参加にあたっての注意事項

- 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき和歌山県が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- 売却代金を納付期限までに正当な理由なく納付しない落札者は、自治法令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間和歌山県の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- 公有財産売却に参加される方は、あらかじめ和歌山県において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、入札前に購入希望の物件を確認してください。
- 公有財産売却の参加者情報が住民票や登記事項証明書、役員等一覧の内容などと異なる場合は、入札に参加できない場合があります。
- 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の際の所有権移転などについての注意事項

- 落札後、売買代金の全額を納付し、その収納を完了した時に所有権は落札者に移転します。
- 落札物件が不動産の場合、和歌山県は、売却代金の残金を納付した落札者の請求により、不動産登記法に基づき所有権移転の登記を法務局に嘱託します。落札物件が動産の場合は、移転登記等、権利移転に伴う手続きは落札者が行ってください。
- 落札物件が不動産の場合、和歌山県は、原則、物件にかかわる土壌調査、アスベスト調査などの専門的知識を必要とする調査を行っておりません。また、開発や建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの関係法令による規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- その他、登記、登録等を要する物件については、物件調査などでその取扱いを明記しますので、必ずその手続きを行って下さい。
- 物件の引渡しについては本県担当者と十分打ち合わせのうえ受け取ってください。

4 個人情報等の取り扱いについて

- 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
ア 公有財産売却の参加申込みを行う際は、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として記載すること。参加者情報が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記等を行うことができません。
イ 和歌山県は収集した個人情報を自治法令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査並びに、「和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づき和歌山県警察本部刑事部長に対し、本ガイドライン記載の「第1 公有財産売却の参加条件など」の「1 公有財産売却の参加条件」の(3)及び(4)に関する照会を行うことを目的として利用すること。

ウ 落札者に関する情報について問い合わせがあった場合、落札者が法人である場合は、所在地、名称及び落札金額について公開することがあること。また、落札者が個人である場合は、落札金額について公開することがあること。（住所、氏名については公開しない。）

5 共同入札について

- 共同入札とは
一つの物件を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- 共同入札における注意事項
ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込等の手続きは当該代表者が行ってください。
イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書及び共同入札者全員の印鑑登録証明書等の添付書類を提出することが必要です。
ウ 申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申込手続き及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込手続きと入札保証金の納付が必要です。

1 公有財産売却の参加申込手続きについて

和歌山県のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」という。）」（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を印刷し、必要事項を記入・押印後、個人で申込みされる場合は、住民票及び印鑑登録証明書、法人で申込みをされる場合は、登記事項証明書（全部事項証明書）、役員等一覧（様式第3号）（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る）の氏名、生年月日及び住所を記載。）及び印鑑証明書を添付のうえ、和歌山県に書留郵便にて提出してください（持参可）。（締切日時必着）
なお、官公庁の証明書は提出日において3か月を経過していないものに限りま。複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である誓約書、住民票、印鑑登録証明書、登記事項証明書（全部事項証明書）、役員等一覧（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る）の氏名、生年月日及び住所を記載。）及び印鑑証明書は1通のみ提出してください。

2 入札保証金の納付について

- 入札保証金とは
自治法令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、和歌山県が売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。
- 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札参加申込必要書類が和歌山県に到着後、資格審査を経て、和歌山県から「歳入歳出外現金納入通知書」を送付しますので、和歌山県が指定する金融機関で入札保証金を納付してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 入札書の提出までに入札保証金を納付する必要があります。金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの納付書の写しが入札に必要となります。入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・ 銀行振込等の振込手数料等は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

(3) 入札保証金の没収について

ア 契約締結期限までに契約をしない場合

落札者が契約締結期限までに和歌山県の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

イ 落札者決定を取り消す場合

明らかに入札金額の人力間違いと判断できるなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合は、原則返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、**契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書**（様式第 6 号）に基づき、自治法令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当することができます。

第 3 郵便入札形式で行う公有財産売却の手続き

1 郵便での入札

(1) 入札

入札は、入札書を封入により提出する方法により行います。入札書受付期間内に添付書類とともに書留郵便にて提出してください（持参可）。（締切日時必着）

入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札の無効事由

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格がない者がした入札
 - ② 入札書が受付期間内に県に到達しなかった入札
 - ③ 入札者が同一物件について 2 通以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ④ 入札書の記載内容が識別しがたい入札
 - ⑤ 入札書の記名押印を欠く入札
 - ⑥ 入札保証金が納付されていない入札
 - ⑦ 入札金額が予定価格に達しない入札
 - ⑧ 入札金額を訂正した入札
 - ⑨ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
 - ⑩ 和歌山県公有財産売却ガイドラインに違反した入札
- (3) 入札価格における消費税の取扱いについて
- 消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象とし

ています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものであり、課税しないと定められていますので、入札価格には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとします。ただし、土地付き建物の場合は建物に係る消費税及び地方消費税が含まれているものとみなします。また、動産の場合にも入札価格には消費税及び地方消費税が含まれているものとみなします。

(4) 入札をなかったものとする取り扱い

和歌山県は、自治法令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 開 札

開札は入札説明書に記載する日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員の立ち会いのもとで行います。入札者の立ち合いは任意です。

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、事前に公表している予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし

ます。

イ アに該当する者が 2 人以上あるときは、開札後、直ちに行くくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退することはできません。入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状の提出が必要です。開札場所に当該入札者又はその代理人がいない場合（代理人の確認ができなかった場合を含む）は、当該入札事務に関係のない職員が当該入札者に代わってくじを引きます。

(2) 開札結果の連絡

開札結果については、入札者に文書をもって通知します（共同入札者には代表者のみに通知します）。また、開札後和歌山県のホームページに落札の成否、応札者数及び落札金額を公表します。

4 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

和歌山県は、落札後、落札者に対し文書などにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を締結します。

ア 必要書類

契約の際には和歌山県より契約書等を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して和歌山県に持参または送付してください。

- ・ 落札物件が不動産の場合、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書
- ・ その他、和歌山県が指定したもの

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。（消費税及び地方消費税が課税される物件の場合は、入札金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとみなしま

す。）

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

次の場合に該当した場合は売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

- ・ 落札者が契約締結期限までに和歌山県から送付した契約書により契約しなかったとき
- ・ 落札者が公有財産売却の参加申込手続きの時点で未成年の方など公有財産売却に参加できない者であったことが判明したとき
- ・ 暴力団排除条例第 18 条第 2 号に該当し契約を締結できなくなったとき

5 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却金額から事前に納付した契約保証金または契約保証金に充当した入札保証金相当額を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金を納付期限までに一括で納付してください。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額が納付されない場合、契約保証金を没収し、返還または売払代金への充当をしません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、和歌山県が発行する納入通知書により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

6 入札保証金の返還

落札者以外の入札参加者が納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金を返還しますが、返還は入札期間終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、参加申込手続きを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

和歌山県は、落札後、落札者と売買契約を交わします。契約の際には和歌山県より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、落札物件が不動産の場合は登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書、その他和歌山県より指定したものを併せて和歌山県に持参または送付してください。その後、売払代金の残金納付確認後、落札物件が不動産の場合は落札者の請求に基づいて不動産登記上の権利移転のみを、その他の場合は落札物件に応じて必要な手続き等を行います。

1 権利移転の時期

落札後売買代金の全額を納付し、その収納を完了した時に所有権は落札者に移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合について

ア 和歌山県のホームページより**所有権移転登記請求書**（様式第 7 号）を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに和歌山県へ提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は、契約締結日翌日から起算して 15 日以内となります。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した**所有権移転登記請求書**（様式第 7 号）の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に和歌山県に対して任意の書式にて提出してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、入札期間終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

(2) 動産の場合について

移転登記等、権利移転に伴う手続きは落札者が行ってください。

3 危険負担等について

- (1) 落札後、売買契約を締結した時点から売買物件の引き渡しの時までにおいて発生した売買物件の破損、焼失など和歌山県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却物件内の残存物やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う諸費用（所有権移転登記の登録免許税、所有権移転登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(2) 不動産の場合、不動産所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

売払代金の残金を納付後、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を和歌山県に送付または持参してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（収入印紙を持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません。）

(3) 引き渡しについては、現況での引き渡しとなることから、現在設置している杭、ロープ及びフェンス等が不要の場合であっても、落札者の負担で撤去いただくことになります。

第 5 注意事項

1 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の物件の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定物件の公有財産売却中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、返還まで中止後4週間程度要することがあります。
- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還
公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

2 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など(以下「入札者など」という。)に損害が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、和歌山県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 郵送等の事故により、入札者などに損害が発生した場合、和歌山県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 公有財産売却の参加申込みにおいて、郵送等の事故により参加申込みができないなどの事態が発生したとき、また個人情報第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、これらに起因して申込者などに生じた損害等について和歌山県は責任を負いません。

第6 関係法令

＜参考：地方自治法施行令（抄）＞

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落れ者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員

- 70 -

職務の執行を妨げたとき。

- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

＜参考：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）＞
（用語の意義）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ばちこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。
- 3 この法律において「接待」とは、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二

- 71 -

十二年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業

- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
- 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。
- 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十三の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
- 13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従

- 72 -

事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

- 一 接待飲食等営業
- 二 店舗型性風俗特殊営業
- 三 特定遊興飲食店営業
- 四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものの以外のもの

＜参考：和歌山県暴力団排除条例（抄）＞

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより県民の生活又は県内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (6) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (7) 少年 20歳未満の者をいう。

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第18条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを書面により確認するよう努めなければならない。

- 2 何人も、不動産の譲渡等をする場合において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、他に特段の定めのあるものを除くほか、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を契約書面に含めるよう努めなければならない。
- (1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
- (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告することなく当該契約の解除又は解約若しくは当該不動産の買戻しをすることができる旨
- 4 前項第2号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除又は解約若しくは当該不動産の買戻しをしよう努めなければならない。

- 73 -

【様式第1号】

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

和歌山県知事 様

令和 年 月 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	
	氏名(※)	(印鑑証明)
	メールアドレス	
	電話番号	
※ 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載する。		
共有者	住 所	
	氏 名	(印鑑証明)
	住 所	
	氏 名	(印鑑証明)

和歌山県が売りたい下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類※複数物件申込みされる場合、各種証明書等は1通で結構です。

- 1 住民票 ※法人にあっては開示事項全部証明書及び役員等一覧(役員全員、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している方の氏名、生年月日及び住所を記載)
- 2 印鑑登録証明書 1通 ※法人にあっては印鑑証明書 1通
- 3 誓約書

物 件 番 号	記	入 札 保 証 金	円
物 件 名 称			

※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎にこの「公有財産売却一般競争入札参加申込書」が必要になります。

※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、申請してください。誓約書類は共有者の分も添付してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

入札保証金の返還請求者		フリガナ	
		住所(所在地)	〒
		フリガナ	
		氏名・名称	(印鑑証明)
振込先 (金融機関 (郵便局を除く))	銀行	預金種目	普通・当座 口座番号
	信用金庫	口座名義人	
	信用組合		
	農協		
	労働金庫		
	支店	フリガナ	
	支所	氏名・名称	

※ 申込者名義の口座のみ指定可能です。共有名義の場合は、共有者を代表する者の口座のみ指定可能です。

※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

【様式第1号】

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

和歌山県知事 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	和歌山県和歌山市小松原通1-1
	氏名(※)	和歌山 太郎 (印鑑証明)
	メールアドレス	wakayama_taro@pref.wakayama.lg.jp
	電話番号	073-432-4111
※ 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載する。		
共有者	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	

和歌山県が売りたい下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類※複数物件申込みされる場合、各種証明書等は1通で結構です。

- 1 住民票 ※法人にあっては開示事項全部証明書及び役員等一覧(役員全員、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している方の氏名、生年月日及び住所の記載された任意の書類)及び誓約書を添付してください。
- 2 印鑑登録証明書 1通 ※法人にあっては印鑑証明書 1通
- 3 誓約書

物 件 番 号	記	入 札 保 証 金	円
物 件 名 称			

※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎にこの「公有財産売却一般競争入札参加申込書」が必要になります。

※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、申請してください。誓約書類は共有者の分も添付してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

入札保証金の返還請求者		フリガナ	ワカヤマ ワカヤマ コマバハツオリ
		住所(所在地)	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
		フリガナ	ワカヤマ 太郎
		氏名・名称	和歌山 太郎 (印鑑証明)
振込先 (金融機関 (郵便局を除く))	銀行	預金種目	普通・当座 口座番号 1234567
	信用金庫	口座名義人	
	信用組合		
	農協		
	労働金庫		
	支店	フリガナ	ワカヤマ 太郎
	支所	氏名・名称	和歌山 太郎

※ 申込者名義の口座のみ指定可能です。共有名義の場合は、共有者を代表する者の口座のみ指定可能です。

※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

【様式第2号】

誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)
名称又は商号
代表者職氏名

印
(印鑑証明)

以下を誓約いたします。
今般、貴県の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、和歌山県公有財産売却ガイドライン及び貴県における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しません。
- 2 私は、自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者ではありません。
- 3 私は、自己又は自社の役員等(法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者(個人である者に限る。))又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者
イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは間接的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- 4 私は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属していません。
- 5 私は、入札しようとする不動産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の用に供するものではありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為を行いません。
(1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために進めること。
(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
(4) 契約の履行をしないこと。
(5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴県に認められること。
(6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
(7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
(8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をするとして
- 7 私は、貴県の公有財産売却に係る「和歌山県公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」及び「物件調査」の各条項を熟読し、並びに貴県が実施する現地説明会等での物件説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴県に対し一切異議、苦情などは申しません。

【様式第3号】

役 員 等 一 覧

住所(所在地)
名称又は商号
代表者氏名

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	

※ 「法人登記簿謄本(開示事項全部証明書)」に記載されている役員全員(現在就いている方)、「顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している方」及び「和歌山県内の支店若しくは営業所等を代表する方で役員以外の方」について記載してください。
※ 収集した個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

ただし、応募資格審査のため、応募者(法人の場合は役員等を含む。)について、警察当局へ照会します。

【様式第4号】

入 札 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)

印

(印鑑証明印)

物件番号	物件名称

金額	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

和歌山県公有財産売却ガイドライン及びその他入札案内書に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 記入には鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具は使用しないでください。
- 複数の物件に入札する場合、入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件名称を物件名称欄に記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 実印を押印してください
- 課税財産、非課税財産、混在財産、いずれの場合も入札金額により落札、契約となります。
- 入札金額は訂正できません。書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

- 78 -

【様式第4号】

入 札 書

記入日

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)

(印鑑証明印)

物件毎に設定された**物件番号・物件名称**を記入してください。(例:今回の場合)

物件番号 **物件名称**

- 障害者生活支援施設跡地
- 無蓋園跡地
- 和歌山（長山）教職員住宅跡地
- 和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地

物件番号	物件名称

金額	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

和歌山県公有財産売却ガイドライン及びその他入札案内書に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 記入には鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具は使用しないでください。
- 複数の物件に入札する場合、入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件名称を物件名称欄に記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 実印を押印してください
- 課税財産、非課税財産、混在財産、いずれの場合も入札金額により落札、契約となります。
- 入札金額は訂正できません。書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

- 79 -

【様式第4号】共同入札の場合

入 札 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)

印

(印鑑証明印)

共 有 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)

印

(印鑑証明印)

物件番号	物件名称

金額	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

和歌山県公有財産売却ガイドライン及びその他入札案内書に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 記入には鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具は使用しないでください。
- 複数の物件に入札する場合、入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件名称を物件名称欄に記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 実印を押印してください
- 課税財産、非課税財産、混在財産、いずれの場合も入札金額により落札、契約となります。
- 入札金額は訂正できません。書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

- 80 -

【様式第5号】

委 任 状

私は、令和 年度第 回和歌山県公有財産売却一般競争入札の開札において、下記の通り、代理人に権限を委任します。

記

1. 委任する権限

物件番号 _____ 売却一般競争入札の開札への立ち会い及びくじを引く権限

2. 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委任者（入札者）

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)

印

(印鑑証明印)

(注) 代理人は本人を確認できる書類（原本）を持参してください。

- 81 -

- 85 -

○不動産登記法(抄)

(平成十六年六月十八日)
(法律第二百二十三号)

(官庁又は公署の囑託による登記)

第百十六条 国又は地方公共団体が登記権利者となって権利に関する登記をするときは、官庁又は公署は、遅滞なく、登記義務者の承諾を得て、当該登記を登記所に囑託しなければならない。

2 国又は地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記について登記権利者の請求があったときは、官庁又は公署は、遅滞なく、当該登記を登記所に囑託しなければならない。

(官庁又は公署の囑託による登記の登記識別情報)

第百十七条 登記官は、官庁又は公署が登記権利者(登記をすることによって登記名義人となる者に限る。以下この条において同じ。)のためにした登記の囑託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記識別情報を当該官庁又は公署に通知しなければならない。

2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた官庁又は公署は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

【様式第7号】

所有権移転登記請求書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

実印をお願いします。

申込者 住 所

氏 名



令和 年 月 日付け、県有財産売買契約により売払を受けた下記の物件について、不動産登記法第116条第2項の規定により、所有権移転登記の手続を請求します。

記

受入番号	財 産 名 称
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇跡地

○不動産登記法(抄)

(平成十六年六月十八日)
(法律第二百二十三号)

(官庁又は公署の囑託による登記)

第百十六条 国又は地方公共団体が登記権利者となって権利に関する登記をするときは、官庁又は公署は、遅滞なく、登記義務者の承諾を得て、当該登記を登記所に囑託しなければならない。

2 国又は地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記について登記権利者の請求があったときは、官庁又は公署は、遅滞なく、当該登記を登記所に囑託しなければならない。

(官庁又は公署の囑託による登記の登記識別情報)

第百十七条 登記官は、官庁又は公署が登記権利者(登記をすることによって登記名義人となる者に限る。以下この条において同じ。)のためにした登記の囑託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記識別情報を当該官庁又は公署に通知しなければならない。

2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた官庁又は公署は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

入札確認シート

【入札書の書き方】

	確認項目	確認欄
1	入札の物件番号、物件名称を記入していますか。間違いはありませんか。	
2	入札金額はアラビア数字で記入していますか。	
3	入札金額の前に¥マークを記入していますか。	
4	入札金額を間違えていませんか。入札金額を訂正した入札書は無効となりますので新たな入札書を作成してください。	
5	入札書に記入日を記入していますか。	
6	入札者の住所・氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名）を記入していますか。	
7	入札者の実印を押していますか。	
8	共有名義の場合は共有者すべての住所・氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名）を記載していますか。また、共有者すべての実印を押していますか。	

【提出書類】

	確認項目	確認欄
1	入札書は内封筒（長形3号等）に入れた上で封緘し、封筒の表面に物件番号、物件名称、入札者の氏名（法人の場合は法人名、代表者職氏名）を記入していますか。	
2	内封筒の表面の綴じ目に印鑑証明印で封印しましたか。	
3	外封筒には、①入札書を封入した内封筒と②入札保証金振込済（領収印押印済）の納入通知書の写しを入れましたか。	

【発送】

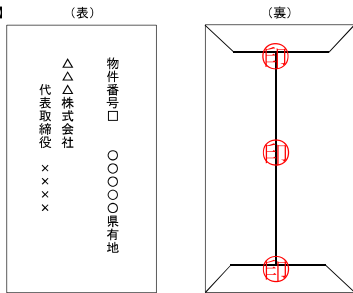
	確認項目	確認欄
1	外封筒の表面に朱書きで「入札書在中」と記載していますか。	
2	外封筒の裏面等に差出人の住所・氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名）を記載していますか。	
3	一般書留または簡易書留で発送していますか。（持参可）	

封筒記載例

○内封筒について

- ・内封筒には入札書のみ封入し、内封筒の表面には物件番号、物件名称、入札者の氏名（法人の場合は法人名、代表者職氏名）を記載してください。
- ・開かないようしっかりと封緘し、裏面縦目に封印（印鑑証明印を使用）してください。

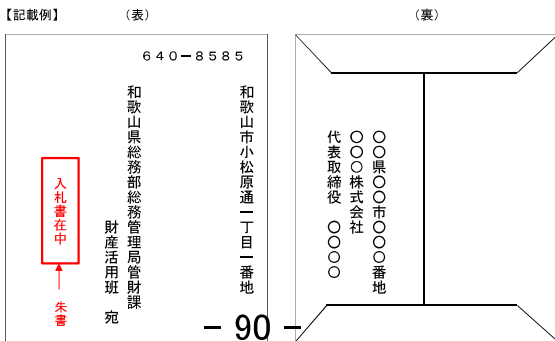
【記載例】



○外封筒について

- ・外封筒には入札書を封入した内封筒と添付書類を入れてください。
- ・外封筒の表面には朱書きで「入札書在中」と記載してください
- ・外封筒の裏面等に差出人の住所・氏名（法人の場合は所在地・法人名・代表者職氏名）を記載してください。
- ・一般書留または簡易書留で郵送してください（持参可）

【記載例】



収入
印紙

県有財産売買契約書（案）

売払人と和歌山県（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産（土地及び建物付き土地等）の売買契約を締結する。（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。（売買物件）

第2条 甲は、甲の所有する次の土地及びこれらの附属物等（以下「売買物件」という。）を現状の姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

	所 在	地 番	地目	公簿面積	実測面積
土 地				m ²	m ²
			面積合計	m ²	m ²
備 考					

	所 在	家屋番号	種類	構造	床面積
建 物					m ²
			床面積合計		m ²
備 考					

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金_____、_____円（うち建物に係る消費税及び地方消費税の額 金_____、_____円）とする。

（支払方法）

第4条 乙は、甲の発する納入通知書により、この契約締結の翌日から起算して 15 日以内に売買代金を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、甲が定める契約保証金を、この契約の締結する際に、甲に納付しなければならない。

2 乙がこの契約に定める義務を履行するために甲がこの契約を解除したときには、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転及び登記嘱托）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付し、甲がその収納を完了した時に乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記を嘱托するものとする。この場合において、登記に要する費用は乙の負担とし、乙は、登記に必要な書類、収入印紙等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条第1項の規定により、乙が売買代金の全額を納付し、甲がその収納を

- 91 -

完了したときに、売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 甲及び乙は、売買物件の公簿面積と実測面積との間に差違があっても、互いに異議を申し立てないとともに、売買代金増減の請求をしないものとする。また、甲は、地積更正登記の責を負わないものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、この契約締結の時から前条の規定による売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件に数量の不足又はその他契約の内容に適合しないもの（コンクリート片、金属片、木片、杭、擁壁、埋設管等の地中埋設物及び産業廃棄物等の汚染物質による土壌汚染並びに地下水汚染）があることを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった事実及び消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、契約の不適合を知った時から1年以内については、この限りでない。

（用途の制限）

第10条 乙は、本契約締結の日から5年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供することを知らながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供することを知らながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（用途の承継）

第11条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときには、前条に定める義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、第10条に定める事項について必要があると認めるときには、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、報告若しくは資料の提出を怠ったり、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

（違約金）

第13条 乙は、前3条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

- 92 -

2 甲は、乙（自己又は自法人の役員等（役員、顧問及び相談役）その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

(2) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

(3) 自己、自法人の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者。

(4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者。

(7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行為などを行った者。

3 甲は、第1項及び第2項に定める解除権行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

4 第1項及び第2項の場合において、乙が売買物件の所有権移転登記を受け、又は引渡しを受けているときには、乙は、乙の負担において、その登記の抹消登記手続を行い、原状回復の上、甲の指定する期日までに売買物件の返還をしなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないとき、乙は、現状のまま返還することができるものとする。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（損害賠償）

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときには、その損害の賠償を乙に請求することができる。（契約の費用）

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。（諸規約の承継）

第17条 甲は、乙に対し、環境の維持又は管理の必要と定められた規約等に基づく甲の権利及び義務を承継させ、乙は、これを承継する。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときには、前項に定める権利及び義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。（相隣関係等への配慮）

第18条 乙は、当該物件の使用にあたっては、十分な注意をもって管理し、近隣住民そ

- 93 -

の他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

(訴訟管轄)

第 19 条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、和歌山地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証としてこの証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 宮崎 泉 ㊞

乙 (住所)

(商号又は氏名)

(法人代表者役職及び氏名) ㊞

Memo